

広島県告示第二百八十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十一年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
片山谷八六二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
竹原市		新庄町				砂原		八五九番二		標柱一号	
				砂原		総都		甲一〇八九九番		標柱二号、三号、四号及び五号	
				砂原		乙八六七番		標柱六号			
				八六五番		標柱七号					
				八六三番		標柱八号					
				八六二番四		標柱九号					